

益田地区広域クリーンセンター 整備及び運営事業

落札者決定基準(変更)

平成16年9月

益田地区広域市町村圏事務組合

目 次

1. 総則	1
(1) 本「落札者決定基準」の位置づけ	1
(2) 民間事業者の選定の方法	1
(3) 審査方法及び落札者の決定	1
(4) 審査結果の公表	1
2. 第一次審査	3
(1) 資格審査	3
(2) 内容審査	3
(3) 提案価格確認	3
(4) 総合評価値 の算出及び第一次審査通過者の決定	3
3. 第二次審査	9
(1) 入札価格審査	9
(2) 基礎審査	9
(3) 内容審査	9
(4) 総合評価値 の算出及び優秀提案の選定	9

1. 総則

(1) 本「落札者決定基準」の位置づけ

「益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 落札者決定基準」(以下「本書」という。)は、益田地区広域市町村圏事務組合(以下「広域組合」という。)が、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「選定事業者」という。)を選定するための基準として示すものである。また、本書は本事業に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものとする。

(2) 民間事業者の選定の方法

選定事業者には本事業における専門的な知識やノウハウが求められるため、民間事業者の選定にあたっては総合評価一般競争入札を採用し、入札価格のほか、整備計画、運営計画等の提案内容、広域組合の要求水準との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価を行う。

(3) 審査方法及び落札者の決定

広域組合が設置した審査委員会(入札説明書第4 1 . 参照)は、本書の基準に基づいて提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。広域組合は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。

審査は、応募者の負担軽減に配慮し、第一次審査及び第二次審査の2段階に分けて実施するものとする。

入札広告から落札者決定までの流れを図1に示すとともに、各審査の内容について2及び3に示す。

(4) 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評をホームページに公表する。

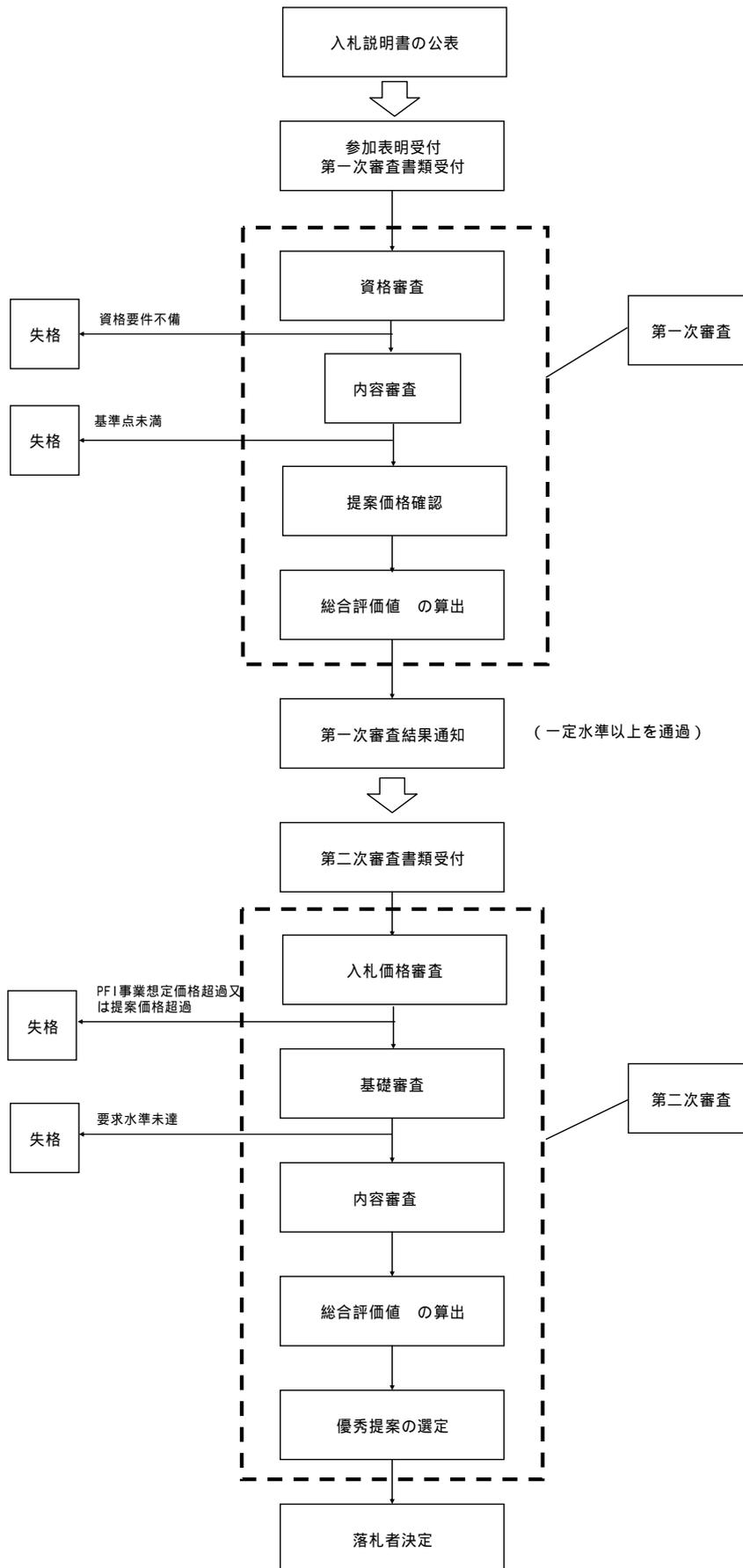


図1 入札公告から落札者決定までの流れ

2. 第一次審査

(1) 資格審査

応募者から提出される資格審査に関する提出書類を確認し、参加資格が確認できない場合は失格とする。

参加資格要件の確認内容及び方法は、表1に示すとおりとする。

(2) 内容審査

内容審査は、本事業の内容を適切に認識し、事業実施にあたっての基本方針が広域組合の事業目的や方針と適合し、かつ、その達成が期待できるものとなっているかについて、廃棄物処理施設としてのプラント性能を発揮するためのハード面と、運営方法や事業スキームの安定性といったソフト面の両面の考え方に重点において、専門的見地から審査し、得点化するために行う。

なお、得点が基準点（60点）未満の場合は失格とする。

内容審査の審査項目、設問、評価の視点及び配点は表2に示すとおりとする。

(3) 提案価格確認

（様式7-2）により提案価格（事業計画の概要の一部として入札説明書第3-2（9）に準じて応募者が算出した価格）を確認する。

(4) 総合評価値の算出及び第一次審査通過者の決定

総合評価値は次式により求め（小数第4位に四捨五入）、一定水準以上の総合評価値を得た応募者を第一次審査の通過者とする。

$$\text{総合評価値} = \text{内容審査の得点（配点100）} \div (\text{提案価格} \times 10^{-8})$$

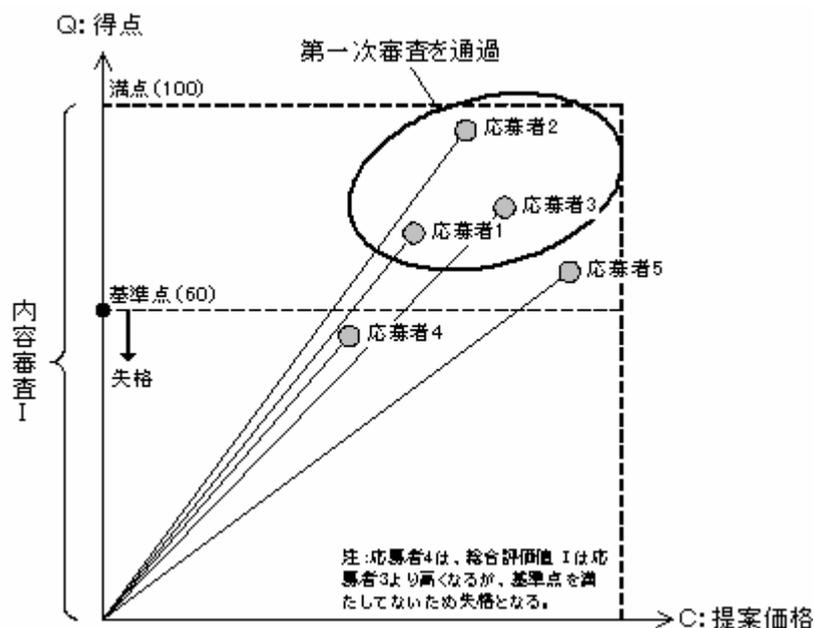


表1 参加資格の確認内容及び方法

	確認内容	確認方法
共通	応募者の構成員及び協力事業者は、他の応募者の構成員又は協力事業者になることはできない。	(様式4-3)応募者の構成員、協力事業者等構成表により確認する。
	応募グループは構成員のうちから代表事業者を1社定める。	(様式4-3)応募者の構成員、協力事業者等構成表により確認する。
設計 (建築物等)	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	(様式4-6)入札参加資格要件確認書(建築物等の設計業務)により確認する。
施工 (建築物等)	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。	(様式4-7)入札参加資格要件確認書(建築物等の施工業務)により確認する。
	益田市の入札参加資格者名簿(建築工事業)に登録があること。	市の資料により確認する。
設計・施工 (機械設備)	採用する処理方式に応じて、以下に記載した処理方式による受注実績を満たすこと。 採用する処理方式：シャフト炉式ガス化溶融方式 ➤ 必要実績：シャフト炉式ガス化溶融方式 採用する処理方式：流動床式ガス化溶融方式 ➤ 必要実績：流動床式ガス化溶融方式 採用する処理方式：ストーカ+灰溶融方式 ➤ 必要実績：ストーカ+灰溶融方式 採用する処理方式：流動床式炭化炉方式(以下のいずれも満たすこと) ➤ 必要実績：流動床式ガス化溶融方式及び流動床式炭化炉方式 採用する処理方式：ストーカ+セメント原料化方式 ➤ 必要実績：ストーカ+灰溶融方式	(様式4-8)入札参加資格要件確認書(機械設備の設計・施工業務)により確認する。
	建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1,000点以上であること。	
	益田市の入札参加資格者名簿(清掃施設工事業)に登録があること。	市の資料により確認する。
応募者及び広域組合委託先企業の参加要件	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。	(様式4-5)入札参加資格審査申請書により確認する。
	商法等各法律の規定による申し立てがなされていないこと。	
	益田市から指名停止措置を受けていないこと	市の資料により確認する。
	本事業に係るアドバイザー業務を受託した者、及び同社が本業務において提携関係にある者、又はこれらの者と商法(明治32年法律第48号)第211条の2に規定する親会社及び子会社の関係にないこと。	(様式4-3)応募者の構成員、協力事業者等構成表により確認する。
	本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。	(様式4-9)入札参加資格審査の付属資料提出確認書により以下の基準を満たしていることを確認する。 ➤ 原則として、経常利益が3期連続で赤字でないこと
	過去3年間に於いて法人税、住民税、事業税及び消費税の滞納がないこと。	(様式4-9)入札参加資格審査の付属資料提出確認書により確認する。
審査委員会の委員が所属する企業でないこと。	(様式4-3)応募者の構成員、協力事業者構成表により確認する。	

表2 内容審査 の審査項目，設問，評価の視点及び配点（1/4）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
1. 本事業の基本的な考え方	(1)採用する処理方式の特徴を踏まえ、本事業の事業目的を達成するための取組方針について述べてください。		25点	
	環境負荷の低減	・環境への負荷をできる限り低減した施設の整備及び運営の考え方が具体的かつ適切であるか。	3点	様式 5-2
	安心・安全で安定した施設の稼働	・実績に基づき安心・安全であるとともに、ごみ質及びごみ量の広範な変動にも対応できる処理システムによる施設の整備及び運営の考え方が具体的かつ適切であるか。	3点	
	リサイクルの推進	・副生成物をできる限り有効利用し、資源循環と最終処分量の減量化に寄与するとともに、余熱の有効利用についても可能な限り発電等のサーマルリサイクルが行われる施設の整備及び運営の考え方が具体的かつ適切であるか。	3点	
	周辺環境との調和	・周辺環境と調和した建築デザインや緑地計画等に配慮した施設の整備及び運営の考え方が具体的かつ適切であるか。	3点	
	地域との連携と融和	・地域経済への貢献，施設見学者への対応，社会活動への積極的な参加など，地域社会との融和に配慮する考え方が具体的かつ適切であるか。	3点	
	ライフサイクルコストの削減	・ライフサイクルコストの削減を図るための施設の整備及び運営の考え方が具体的かつ適切であるか。	3点	
	(2)下記の観点から、本事業の実施体制，役割分担，責任分担について述べてください。 実施体制図 応募者の構成員，協力事業者，広域組合委託先企業等の役割分担（業務内容等）と責任分担	・応募者の実施体制及び応募者の構成員，協力事業者，広域組合委託先企業等の役割分担と責任分担が具体的かつ適切であるか。 ・安定的かつ健全な財務能力を有した構成員，協力事業者，広域組合委託先企業で構成されているか。	7点	

表2 内容審査 の審査項目，設問，評価の視点及び配点（2/4）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
2. 整備計画			35点	
に関する 考え方	(1)下記の観点から，採用する処理方式における施設規模等設定の考え方を述べてください。 系列数 1系列あたり稼働日数 ごみピットの貯留容量 施設規模	・要求水準書に掲げる計画処理量及び計画ごみ質を踏まえ，系列数，1系列あたりの稼働日数，ごみピットの貯留容量，施設規模設定の考え方が明確かつ整合がとれているか。	10点	様式 5-4 様式 6-4
	(2)ごみ量変動，ごみ質変化に対応したごみ処理能力の考え方を，採用する処理方式の性能曲線を作成した上で述べてください。	・要求水準書に掲げる計画処理量及び計画ごみ質を踏まえ，ごみ量変動，ごみ質変化に対応したごみ処理能力を有しているか。 ・ごみ処理能力設定の考え方が適切であるか。	7点	様式 5-5 様式 6-4
	(3)前処理設備設置などにより，本施設で受け入れるごみの種類と形状の制限を緩和する方法について具体的に述べてください。 受け入れ制限が緩和される収集及び持込み可燃ごみの種類とその形状等 を実現するための具体的な方法（設置する前処理設備等）	・要求水準書に掲げる収集及び持込み可燃ごみを踏まえ，本施設で受け入れるごみの種類と形状の制限をできるだけ緩和できる工夫がなされているか。 ・その方法が具体的かつ適切であるか。 ・住民サービスの向上に大きく貢献するか。	6点	様式 5-6 様式 6-4
	(4)採用する処理方式の建設及び運転実績に基づき，下記の事項について述べてください。 建設及び運転実績において，発生した安定稼働の阻害要因（トラブル）についての主要な原因，復旧対策，復旧期間，その後の稼働状況 の経験を踏まえ，本事業に活かされる事項 環境に配慮した事項	・70t/日規模程度での建設及び運転実績を踏まえ，安定稼働する処理方式として信頼できるか。 ・安定稼働に資する有効なものとして，これまでの経験が活かされているか。 ・環境負荷の低減に資する提案となっているか。	12点	様式 5-7 様式 6-3

表2 内容審査 の審査項目，設問，評価の視点及び配点（3/4）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
3. 運営計画			30点	
に関する 考え方	(1)下記の観点から，安全かつ安定した運転を行うための基本的な考え方について述べてください。 運営体制 広域組合への連絡体制 安全作業 安全教育	・要求水準書に掲げる安全かつ安定した運転を励行するため運営体制，広域組合への連絡体制，安全作業，安全教育の考え方が具体的かつ適切であるか。	6点	様式 5-8
	(2)処理対象物の受入時間の拡大に対する基本的な考え方について述べてください。	・要求水準書に掲げる現行の受入時間を拡大できる工夫がなされているか。 ・その方法が具体的かつ適切であるか。 ・住民サービスの向上に大きく貢献するか。	3点	様式 5-9
	(3)持込可燃ごみに混入した処理不適物の発見方法等の考え方について述べてください。	・持込可燃ごみに混入した処理不適物の発見方法等の考え方が具体的かつ有効であるか。 ・発見できない場合でも施設の安定稼働に悪影響を与えない考え方となっているか。	3点	様式 5-10
	(4)副生成物の有効利用に対する基本的な考え方について述べてください。	・副生成物の原材料又は燃料としての利用用途，利用用途先及び有効利用状況確認等の管理方法の考え方が具体的であるか。 ・用途先の引取り等が運営期間を通して確実であるか。 ・主要な副生成物（ ）について，運営開始後3年以上の引取保証があるか。 ・用途先の代替性に柔軟性があるか。 ・地域経済への貢献に配慮しているか。 主要な副生成物とは， シャフト炉式ガス化溶融方式，流動床式ガス化溶融方式及びストーカ+灰溶融方式から発生する溶融スラグ， 流動床式炭化炉方式から発生する炭化物，並びに ストーカ+セメント原料化方式から発生する焼却灰及び飛灰を指す。	10点	様式 5-11 様式 6-2
	(5)下記の観点から，機械設備の維持管理に対する基本的な考え方について述べてください。 保守管理計画 修繕更新計画	・性能保証事項を遵守しながら安全かつ安定した運転を維持するための考え方に基づいているか。 ・維持管理費の低減のための考え方が具体的かつ効果的であるか。	8点	様式 5-12

表2 内容審査 の審査項目，設問，評価の視点及び配点（4/4）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
4. 追加溶融			10点	
施設の整備及び運営の考え方	(1)採用する処理方式の特徴を踏まえ，事業スキームの安定性確保の考え方について述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に照らして，採用する処理方式の得失が理解されているか。 ・事業スキームの不安定要因が十分把握・検討されているか。 ・追加整備に至らないための考え方が具体的かつ適切であるか。 	4点	様式 5-13 様式 7-3
	(2)追加溶融施設の整備の考え方について述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・追加整備の計画手順及び工程の考え方が具体的かつ適切であるか。 ・追加整備期間中に，ごみの受入れ及び処理に支障を与えない考え方となっているか。 	3点	様式 5-14 様式 7-3
	(3)追加溶融施設整備後の運営の考え方について述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融方式へ移行後の運営に対する考え方が具体的かつ適切であるか。 ・溶融方式へ移行後の運営費用等に対する考え方が具体的かつ適切であるか。 	3点	様式 5-15 様式 7-3
合 計			100点	

<採点基準>

- A（配点×100%）：応募者独自提案であり，その効果に非常に大きな期待ができる。
- B（配点×75%）：提案の効果に大きな期待ができる。
- C（配点×50%）：提案の効果に期待ができる。
- D（配点×25%）：提案の効果にあまり期待ができない。
- E（配点×0%）：提案の効果にほとんど期待ができない。

選定事業者の提案内容は，事業期間にわたり，選定事業者によるモニタリング等においてその実施を確認しなければならない。

3. 第二次審査¹

(1) 入札価格審査

入札価格審査は、応募者の入札価格が、広域組合が設定する PFI 事業想定価格又は第一次審査で応募者が提出した提案価格を超過していないか否かを入札書により確認する。

(2) 基礎審査

応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、入札説明書及び要求水準書に示す最低限の要件を満たしているか否かを審査し、満たしている場合には 150 点を付与する。

なお、当該要件を一項目でも満たしていない場合は失格とする。また、第一次審査時の提案内容と整合するものであるかどうかを確認し、重大な不整合があると認められた場合も失格とする。

(3) 内容審査

内容審査は、要求水準を満たすことはもとより、応募者が提案する内容が一般廃棄物処理業務の一環として適切かつ柔軟な対応が図られているかについて、要求水準を達成するための具体的方法論及び要求水準を超える具体的提案内容を専門的見地から審査し、得点化するために行う。

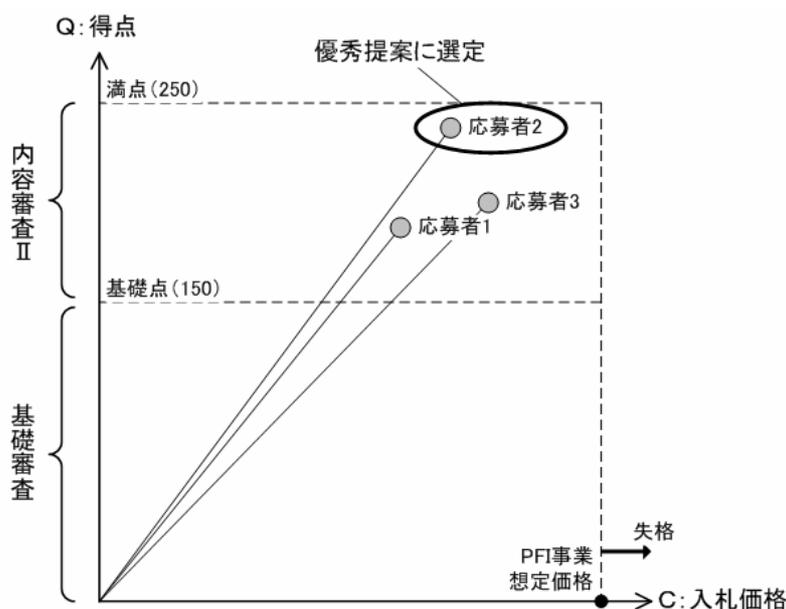
内容審査の審査項目、設問、評価の視点及び配点は表 3 に示すとおりとする。

また、広域組合は応募者の提案内容についてヒヤリングを行うことを予定している。

(4) 総合評価値の算出及び優秀提案の選定

総合評価値は次式により求め（小数第 4 位に四捨五入）、最も高い総合評価値を得た提案を優秀提案として選定する。なお、総合評価値の最も高い提案が同点で複数ある場合には、くじ引きにより優秀提案を選定する。

$$\text{総合評価値} = \{ \text{基礎審査の得点 (配点 150)} + \text{内容審査の得点 (配点 100)} \} \div (\text{入札価格} \times 10^{-8})$$



¹ 第二次審査の様式 No.は、様式集（第二次審査）の公表時に合わせて指定するものとする。

表3 内容審査 の評価項目，設問，評価の視点及び配点（1/5）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
1. 事業の総合計画			5 点	
(1) 本事業に対する取組方針	a. 本事業に関する提案内容の概要について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・整備，運営等の各種業務を一体的・長期的かつ安定的に実施するための方針が示されているか。 ・事業に対する意欲があるか。 ・提案内容の概要と整備計画，運営計画，事業計画の内容に整合性があるか。 	5 点	様式 10-2
2. 整備計画			3 5 点	
(1) 機械設備の設計・施工	a. 主要な機械設備（受入・供給設備～電気・計装設備）について，採用する処理方式における処理システムの安定稼働に対する特徴を具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・処理システムの特徴が，ごみ量変動，ごみ質変化に対応しているか。 ・処理システムの特徴が，建設及び運転実績に基づいた提案となっているか。 ・内容審査 で提案した内容（様式 5-4～様式 5-7）を反映した有効な処理システムとなっているか。 ・需用費（光熱水費，燃料費，薬剤費，消耗品費等）の軽減に資する有効な処理システムとなっているか。 	9 点	様式 10-3 各提案図面 各提案設計資料
	b. 下記の観点から，主要な機械設備（受入・供給設備～電気・計装設備）について，採用する処理方式における処理システムの安全性確保の考え方及び特徴を具体的に述べてください。 通常運転時 地震・火災・停電等の非常時	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性確保に対する考え方及びその方法が具体的かつ適切であるか。 ・処理システムの特徴が，二次災害の防止に配慮した内容となっているか。 	9 点	様式 10-4 各提案図面 各提案設計資料
(2) 建築物等の設計・施工	a. 全体施設配置計画及び動線計画において，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・動線計画との整合の観点から全体施設配置計画が適切であるか。 ・施設へのスムーズな搬出入と災害時等の安全性の確保の観点から動線計画が適切であるか。 ・施設用地内に十分な緑地が確保されているか。 ・その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	3 点	様式 10-5 各提案図面 各提案設計資料
	b. 建築計画（平面・断面計画）において，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者に対する配慮が十分なされているか。 ・機械設備機能との関係の観点から適切であるか。 ・その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	3 点	様式 10-6 各提案図面 各提案設計資料
	c. 建築計画（デザイン計画）において，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋及び煙突が周辺環境と調和した外観デザインとなっているか。 ・その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	3 点	様式 10-7 各提案図面 各提案設計資料

表3 内容審査 の評価項目，設問，評価の視点及び配点（2/5）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
	d. 建築計画（仕上げ計画）において，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について記述してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋及び煙突が周辺環境と調和した外部仕上げ計画となっているか。 ・見学者に対して十分配慮した内部仕上げ計画となっているか。 ・その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	2点	様式 10-8 各提案図面 各提案設計資料
	e. 外構施設において，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した植栽計画がなされているか。 ・その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	2点	様式 10-9 各提案図面 各提案設計資料
(3) その他付帯業務	a. 施設の整備工程表の作成にあたり配慮した点について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールを踏まえた適切な施設整備工程となっているか。 ・生活環境影響調査，国庫補助申請手続き，一般廃棄物処理施設整備に係る許可申請手続き，設計，建設，試運転，完工確認等の組立てに整合性があるか。 	2点	様式 10-10 各提案図面 各提案設計資料
	b. 建設工事中の公害防止対策，周辺環境への配慮等，周辺住民への配慮について述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事中の公害防止対策，周辺環境への配慮等，周辺住民への配慮が十分なされているか。 	2点	様式 10-11 各提案図面 各提案設計資料
3. 運営計画			30点	
(1) 運営に関する基本的事項	a. 運営人員体制（担当業務別人員数）と勤務体制（日勤，夜勤等），安全衛生管理及び安全教育の方法について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営人員体制及び勤務体制の指揮命令系統が明確で，適切な人数が配置されているか。 ・適切な安全衛生管理を実施するためのPDCAサイクルが構築されているか。 ・広域組合への連絡体制が確立されているか。 ・安全教育の内容や実施回数が適切かつ効果的であるか。 ・地域の雇用に配慮しているか。 	5点	様式 10-12 各提案図面 各提案設計資料
(2) 処理対象物の受入れ	a. 処理対象物の受入れ方法について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象物の受入時間と勤務体制との関係が具体的かつ適切であるか。 ・処理対象物の計量から処理料金の督促までの効率化を図る工夫がなされているか。 ・処理不適物を除去する観点から処理対象物の性状の確認方法が具体的かつ適切であるか。 	4点	様式 10-13 各提案図面 各提案設計資料
(3) 副生成物の有効利用	a. 下記の観点から，副生成物の有効利用方法について具体的に述べてください。 市況変動時の対応 提案時における有効利用の確実性（販売先との交渉の熟度）	<ul style="list-style-type: none"> ・副生成物の原材料又は燃料としての利用用途及び利用用途先が具体的であるか。 ・用途先の引取等が運営期間を通して確実であるか。 ・用途先の代替性に柔軟性があるか。 	5点	様式 10-14 各提案図面 各提案設計資料

表3 内容審査 の評価項目，設問，評価の視点及び配点（3/5）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
(4)環境保全 の管理	a. 施設運転中の計測管理について，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> 計測管理の実施に関する考え方が具体的かつ適切であるか。 データの記録，報告方法など，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	1点	様式 10-15 各提案図面 各提案設計資料
	b. 運転データの情報公開について，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> 運転データの情報公開に関する考え方が具体的かつ適切であるか。 その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	3点	様式 10-16 各提案図面 各提案設計資料
(5)施設の維持管理	a. 機械設備の維持管理計画の考え方及び特徴について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> 性能保証事項を遵守しながら安全かつ安定した運転を維持するための計画として具体的かつ適切であるか。 機械設備の耐用年数等に基づいて，保守管理，修繕更新の維持管理業務が具体的かつ適切な計画となっているか。 	4点	様式 10-17 様式 11-10 各提案図面 各提案設計資料
	b. 建築物等の維持管理計画の考え方及び特徴について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> 建築物，建築設備，外構施設の機能を維持するための計画として具体的かつ適切であるか。 	2点	様式 10-18 様式 11-10 各提案図面 各提案設計資料
(6)その他付帯業務	a. 施設見学者への対応について，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学者対応に関する考え方及びその方法が具体的かつ適切であるか。 その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	5点	様式 10-19 各提案図面 各提案設計資料
	b. 広域組合への施設所有権の移転手続きに関する対応について，要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> 移転に先立って，新規職員の教育方法が具体的かつ適切であるか。 その他，要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。 	1点	様式 10-20 各提案図面 各提案設計資料

表3 内容審査 の評価項目，設問，評価の視点及び配点（4/5）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
4. 追加溶融施設の整備及び運営計画			10点	
(1) 追加溶融施設の整備及び運営の概要	a. 下記の観点から，追加溶融施設の整備計画について具体的に述べてください。 ごみ処理能力 安定稼働・安全性 整備工程 配置計画 運営保証金 の内訳	<ul style="list-style-type: none"> 追加溶融施設のごみ処理能力設定の考え方が適切であるか。 建設及び運転実績を踏まえ，追加溶融施設が安定稼働できる処理方式として信頼できるか。また，安全性確保に対する考え方が具体的かつ適切であるか。 追加施設整備工事の計画手順及び工程が具体的かつ適切であるか。 追加溶融施設の整備に配慮した全体施設配置計画となっているか。 運営保証金 の算定根拠が明確かつ適切であるか。 	5点	様式 10-21 様式 11-15 様式 11-16 各提案図面 各提案設計資料
	b. 追加溶融施設整備後の運営計画について具体的に述べてください。 運営人員体制 副生成物の有効利用 施設の維持管理 運営保証金 の内訳	<ul style="list-style-type: none"> 追加溶融施設整備後の運営人員体制に対する考え方が具体的かつ適切であるか。 追加溶融施設整備後の副生成物の利用用途等が具体的かつ適切であるか。 追加溶融施設の維持管理に対する考え方が具体的かつ適切であるか。 運営保証金 の算定根拠が明確かつ適切であるか。 	5点	様式 10-22 様式 11-17 様式 11-18 各提案図面 各提案設計資料
5. 事業計画			20点	
(1) 実施体制	a. 事業の安定性及び事業実施の確実性を高めるために，実施体制において工夫した点を述べてください。	<ul style="list-style-type: none"> 応募者の実施体制及び応募者の構成員，協力事業者，広域組合委託先企業，金融機関等の役割分担（業務内容等）と責任分担が具体的かつ適切であるか。 事業の安定性を確保するための実施体制，実施工程が具体的かつ適切であるか。 構成員，協力事業者等が主体的に長期コミットメントを確保するための工夫がなされているか。 構成員等からの倒産隔離の方策が具体的に示されており，実効性があるか。 バックアップ体制は具体的かつ適切であるか。 サービスの質を維持するための工夫（モニタリング等）がなされており，その内容が具体的かつ適切であるか。 	4点	様式 10-23

表3 内容審査 の評価項目，設問，評価の視点及び配点（5/5）

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
(2)資金計画	a. 下記の観点から，事業の安定性及び事業実施の確実性を高めるために，資金計画において工夫した点を述べてください。		-	
	資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達の構成が，構成員等の役割分担，責任分担，資金調達能力等を反映し，適切であるか。 ・融資条件等は明確かつ妥当であるか。 	3点	様式 10-24
	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な採算性を確保し，無理のない収支計画となっているか。 ・事業の各段階の特徴を踏まえ，十分なリザーブ資金が確保されているか。 ・各業務の費用の積算根拠は明確かつ妥当であるか。 	6点	様式 10-25
	資金不足への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資金，運転資金が不足した場合の対策が具体的に明確な内容になっているか。 	1点	様式 10-26
(3)リスク管理方針	a. 下記の観点から，本事業の特性を踏まえたリスク管理方針について述べてください。		-	
	リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ・想定されるリスクについて十分把握・検討されており，構成員，協力事業者等の間に適切に配分されているか。 ・上記リスクについて，リスクヘッジの方策が具体的に示されており，実効性があるか。 ・副生成物の有効利用に関するリスクについて，特段の配慮をもって提案がなされているか。 	4点	様式 10-27
	保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> ・付保を義務付けた保険以外の保険（整備段階，運営段階）について，有効なものを活用しているか。 	1点	様式 10-28
	経営悪化時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・経営悪化時の対応策，建て直し方法が示されており，実効性があるか。 	1点	様式 10-29
合 計			100点	

<採点基準>

- A（配点×100%）：応募者独自提案であり，その効果に非常に大きな期待ができる。
 B（配点×75%）：提案の効果に大きな期待ができる。
 C（配点×50%）：提案の効果に期待ができる。
 D（配点×25%）：提案の効果にあまり期待ができない。
 E（配点×0%）：提案の効果にほとんど期待ができない。

選定事業者の提案内容は，事業期間にわたり，選定事業者によるモニタリング等においてその実施を確認しなければならない。